



鳥取県公報

平成12年6月20日(火)
第7190号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示
 - 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）…………… 1
 - 生活保護法による診療所の廃止（ 〃 ）…………… 1
 - 液化石油ガス販売事業者の認定（消防課）…………… 2
 - 臨時種畜検査の実施（畜産課）…………… 2
 - 土地改良事業の工事の完了（耕地課）…………… 2
 - 県営土地改良事業の工事の完了（ 〃 ）…………… 2
 - 保安林の指定の解除予定（森林保全課）…………… 3
 - 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）…………… 3
 - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（ 〃 ）…………… 4
 - 建築基準法による道路の位置の指定の取消し（建築課）…………… 4
- ◇ 教委規則
 - 鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（高等学校課）…………… 4
- ◇ 教委告示
 - 口頭による開示請求ができる個人情報（小中学校課）…………… 5
 - 平成13年度の鳥取県立鳥取西高等学校及び鳥取県立米子東高等学校の通信制課程における
入学者選抜の実施（高等学校課）…………… 5

告 示

鳥取県告示第376号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条の規定により次のとおり告示する。

平成12年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

（診療所又は薬局）

名 称	所 在 地	指定年月日
江府町国民健康保険江尾診療所	日野郡江府町大字江尾2088-5	平成12年5月8日
つばさ薬局21	鳥取市湖山町北二丁目557	平成12年4月1日
江府総合薬局	日野郡江府町大字江尾1835	平成12年5月8日

鳥取県告示第377号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成12年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
江府町国民健康保険江尾診療所	日野郡江府町大字江尾1944-2	平成12年5月7日

鳥取県告示第378号

次の液化石油ガス販売事業者について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の認定をしたので、同法第88条第2項の規定により告示する。

平成12年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	代表者の氏名
鳥取西部農業協同組合	米子市東福原一丁目5-16	代表理事組合長 水野 浩

鳥取県告示第379号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成12年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

検 査 日 時	検 査 場 所	家畜の種類
平成12年7月10日 午後1時から	東伯郡赤碕町大字松谷606 鳥取県畜産試験場	牛

鳥取県告示第380条

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥 取 市	うるおいのある村づくり対策事業砂見地区区画整理	平成11年3月31日

鳥取県告示第381条

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成12年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営中山間地域総合整備事業勝部地区農業用排水	平成8年3月26日
県営中山間地域総合整備事業勝部地区農道整備	平成10年7月31日
県営中山間地域総合整備事業勝部地区区画整理	平成12年3月25日

鳥取県告示第382号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成12年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ浜淵1186の4
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡大栄町大字東園字万燈続620の1
- (2) 保安林として指定された目的
潮害の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第383号

土地区画整理法（昭和29年法律109号）第39条第1項の規定に基づき、倉吉市旭西町土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成12年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業施行期間
平成11年10月8日から平成15年3月31日まで
- 2 施行地区
変更なし
- 3 事務所の所在地
倉吉市上井347-2
- 4 設立認可の年月日
平成11年10月4日
- 5 事業年度
4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法
事務所の掲示板に掲示して行う。
- 7 変更認可の年月日

平成12年6月15日

鳥取県告示第384号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書類の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画地区計画 若葉台南第二地区地区計画
- 2 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第385号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を平成12年6月20日次のとおり取り消したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）第9条第2項の規定により告示する。

関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧する。

平成12年6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定を取り消した場所
倉吉市山根431-2 有沢 郁翁	東伯郡東郷町大字中興寺字中坪347-1、347-8、347-10、347-12、347-14、347-16、347-18、347-20、347-23、347-25、347-27、247-28、347-29、347-30、347-31、347-32、347-33、347-34及び347-35

教育委員会規則

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年6月20日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第15号

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和30年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表全日制課程の項中

鳥取東高等学校
鳥取西高等学校
岩美高等学校
八頭高等学校
青谷高等学校

を

鳥取東高等学校
鳥取西高等学校
岩美高等学校
八頭高等学校

に改める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第10号

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第10条の規定により次のとおり告示する。

平成12年6月20日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

口頭による開示請求ができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験	第1次試験の不合格者に係る総合判定	第1次試験の試験結果の通知日から1月間	教育委員会小中学校課及び高等学校課

鳥取県教育委員会告示第11号

平成13年度の鳥取県立鳥取西高等学校及び鳥取県立米子東高等学校の通信制課程における入学者選抜を次のとおり実施する。

平成12年6月20日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

平成13年度の鳥取県立鳥取西高等学校及び鳥取県立米子東高等学校の通信制課程における入学者選抜

1 検査期日

原則として、平成13年3月1日（木）から同月23日（金）まで（第2土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間の出願時に実施する。

2 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

3 選抜方法

合格者は、面接の結果及び調査書等を資料とし、総合的に判定する。

4 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。